

平成 2 6 年度

第 1 1 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成27年1月28日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成26年度第11回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第4号	農地法第5条の規定に係る買受適格証明願について（公売）	2件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	8件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	7件
議案第7号	耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	67件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更について	17件
報告第6号	農地法第3条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について（公売）	2件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	2件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	14件

<出席委員> (17名)

1 番	伊 原 茂 久 (農地部会長)	2 番	小 川 正 義
3 番	石 井 一 也	4 番	高 澤 義 信
5 番	西 郡 高 夫	6 番	長谷川 政 美
7 番	小 川 友 安	8 番	小 川 政 二
9 番	田 中 和 夫 (職務代理者)	10 番	黒 宮 昇
11 番	野 崎 好 知	12 番	浅 川 政 明
13 番	安 井 誠 一	14 番	植 草 隆 晴
15 番	布 施 貴 良	16 番	花 島 豊 勇
17 番	市 原 孝		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	山 崎 哲 保	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農地審査係長	吉 田 浩 司
農業振興係長	小 川 剛	農地指導係長	角 田 一 郎

議長
(伊原部会長)

開 会（午後 1 時 3 0 分）

本日の出席委員は、17名中、17名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。3番・「石井 一也」委員 4番・「高澤 義信」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。なお、第4項から第6項につきましては、議案第3号との関連案件ですので、後程、上程いたします。

それでは、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第3項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

はじめに、第1項は資料の1-1をご参照願います。本案件は、中央区神明町の社会福祉法人が、農作業を通して聴覚障害者の就労を支援するために、申請地を使用貸借するものです。

面接した法人の関係者によりますと、権利者の法人は、平成18年に設立され、おもに聴覚障害者に対する福祉サービスを提供しております。港町にある施設から申請地までは、自動車で20分ほどの距離にあり、施設の車両により利用者の送迎を行うとのことでした。

次に、第2項は資料の1-2をご参照願います。

本案件は、八街市在住の方が、新規に就農するため、申請地を売買により取得したいとするものです。面接した権利者によりますと、申請者の妻の父が農業を営んでおり、30代のころから農業を手伝っているとのことでした。自分の農地を取得することに決めたとのことでした。

次に、第3項は資料の1-3をご参照願います。

本案件は、若葉区中田町に事務所を置く一般法人が、農業に参入するため、賃借したいとするものです。面接した権利者によりますと、法人の代表取締役は、大学院にて水

議 長
(伊原茂久部会長)

事 務 局

耕栽培を研究していたとのことです。この度、まとまった面積の農地を確保でき、また将来の耕作面積拡大を見込める千葉市で新規就農したいとのことです。

次に、第7項は資料の1-7をご参照願います。

本案件は、緑区大椎町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第8項は資料の1-8をご参照願います。

本案件は、花見川区天戸町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第9項は資料の1-9・11及び次ページ1-9・10をご参照願います。

本案件は、若葉区更科町在住の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第10項は資料の1-9・10をご参照願います。

本案件は、前項と同じ権利者の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

次に、第11項は資料の1-9・11をご参照願います。

本案件は、9項と同じ権利者の方が、経営規模を拡大するため、申請地を売買により取得したいとするものです。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項議案につきましては、農地法第3条の不許可の例外に該当するもので、「農作業の常時従事要件」及び「下限面積要件」は適用されなく、また、第3項議案につきましては、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

分科会での意見等について報告します。

第2項についてですが、申請地は産業廃棄物処分場に近接しております。

また、許可後、耕作することなく、一時転用を予定して

おります。

一時転用の内容は、近接する産業廃棄物処分場が区域を拡張する予定であり、その際に採取する砂利を販売するための仮置き場とするものです。

耕作する時期は、この一時転用後、ただちに、開始します。

耕作は、この3条申請後、1年以内に開始します。

このような申請地の地域性及び今後の一時転用を予定していることについて、申請内容に疑義があるとの意見がありました。

このことについて、国に確認した結果、産業廃棄物処分場に近接するとの理由で、耕作要件を否定することはできない。また、この3条申請後、1年以内に一時転用が終了し耕作を開始する見込みであれば、許可できるとのことです。

なお、分科会において、今後の経過を留意するよう意見がありましたので、耕作開始後の現地調査を行います。

以上です。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

黒宮 昇委員

第2項についてですけれども、申請地に隣接して安定型最終処分場の許可をすべく県の方に許可申請書が提出されているようです。またそれ以前も隣接地におきまして長い間処分場の許可を超えた廃棄物の中間処理場として大変問題になっておりまして、ここ数年間それらを除去するために大分時間がかかったようです。また、産業廃棄物法違反で従業員が3人逮捕されたり、代表取締役ら5人が逮捕されるなど、地元では問題になっていた案件でして、さらにそこに最終処分場ができるということで、近隣の説明が行われていて粛々と書類が進んでいるようですよ。

事務局から説明があったとおり申請地において砂利の販売のため、一時転用がなされるということが判明している。一年近く後には、農地として活用されるというお話はあったのですけれども、主たる目的が最終処分場の土の置場や砂利の販売にあると私にはどう考えても読み取れますので、分科会でもこれについては反対したところでありますし、事務局の説明だけでは理解しがたい、ということ

	を意見表明させていただきます。
長谷川政美委員	最終処分場の用地は農地を転用した物か。
事 務 局	隣接する処分場の経緯は、過去の履歴が手元に無いが、周辺の状況をみると、転用許可されたものかと推察される。違反転用の履歴はありません。
長谷川政美委員	合法的に許可されたものということですね。 今回の案件は何故、許可できないという話なのでしょう か。
事 務 局	今回の案件については、3条許可で所有権の取得について判断していただきます。そして、県への最終処分場許可申請の方も順調に進んでいるということです。来月以降の農地部会で一時転用許可申請の案件が上がってきます。その際には面積も広いですので、委員の皆様にも現地調査していただく予定であります。
長谷川政美委員	もう一点、この権利者は最終処分場の所有者とはどのような関係か。
事 務 局	無関係だと聞いております。
長谷川政美委員	権利者が取得した後、一時仮置き場にしたいとのことだが、その期間はどれほどか。
事 務 局	期間は約10か月です。砂利採取の計画が年内に終了という計画書が県に出ておりますのでそれまでの間の一時転用が出てくるということです。
長谷川政美委員	この最終処分場は年内に無くなるわけですか。
事 務 局	最終処分場はずっと続いていきます。
長谷川政美委員	この仮置きは何の目的ですか。
事 務 局	最終処分場を拡張するために、拡張する部分から掘った土砂を仮置きするためです。
事 務 局	図面で説明させていただきます。 (資料編位置図により処分場と申請地の位置関係を説明)

	拡張するに当たって掘った砂利を一時的に農地に置く。それは基本的に販売目的で掘るということです、ここから販売するために持ち出して、ここにまた砂利を置いて販売します。
長谷川政美委員	そうすると、拡張する部分は山林か何かなのですか。
事務局	はい。農地台帳には載っていない土地です。
長谷川政美委員	農地では無いのですね。
事務局	農地ではありません。
黒宮昇委員	ただいま長谷川委員からもお話がありましたが、権利者と義務者の関係性についてですが、私も正確なところはわかりませんが、少なくとも面接したときには、義務者の代理人として最終処分場の事業者が来ているんです。関係性も何も両方が親しい仲なんです。そのことは実体としてあるんですね。あなた何故ここにきているのですかと尋ねたところ、義務者の代理です。最終処分場の事業者です、と。そういう人物が来ているんです。全く変な話です。
小川政二委員	面接の折に、産廃業者だという方が同席しましたよね。そのことは事務局から説明があって私らも承知したのだけれども、産廃業者と権利者の間には何か関係があるのですか、無いのですか。
事務局	分科会の面接の際に出席されたのは、権利者。もう一人の方は義務者の代理人という方がお見えになりました。
小川政二委員	その方が産廃業者だということですね。
黒宮昇委員	もう一つ言いますと、事務局から説明があったから間違いないのですが、権利者は本来はこの土地は取得しないで借りたかったというのです。ところが義務者としてはそれでは困るということで、買っていただけるのならいいですよ、という形で取得して農地として耕作していくと。ところが、一時転用すると言っている。何を言っているのかさっぱりわからない説明があるわけですよ。そういう実態があるので、私としては少々おかしいのではないですか、というお話なのですが、事務局としては法律上なかなかそういう風には言えない、という説明がありましたので、私個

	人の意見としては、こうですよということをみなさんにご認識していただきたかったというところです。
西郡高夫委員	今回の申請地は一時転用して砂利をかたづけた後は農地として使いたいという訳ですか。
事務局	そう聞いております。
事務局	一年以内に耕作を始めるということです。
野崎好知委員	耕作しなかった場合はどうなるのでしょうか。 どういう対応を委員会としてしたらよいのでしょうか。
事務局	この方に対して、どういう状況なのですかということを 先ず問います。耕作するよう指導します。
野崎好知委員	その指導は誰が。
事務局	事務局で行います。
長谷川政美委員	許可条件として何か文言を付けられないか。
事務局	一時転用の許可の際にですか。
長谷川政美委員	いえ、売買の方です。すでに一時転用するとわかっている のですから。だったら一年後に必ず耕作しますとか文言 を入れれば。そういうことってできるかできないか。
事務局	今回の申請はあくまでも農地の取得ですから、次の一時 転用を許可する段階で、耕作を再開しますよという計画が 出てきますから、その確認はできるかと。
布施貴良委員	確認ですが、現況は農地として現に耕作されている状況 なのですか。
事務局	現況は休耕です。
布施貴良委員	どのくらい休耕にしているのでしょうか。
事務局	現地は休耕と申しまして、雑草が生えて荒れ果ててい るという訳ではなく、作物は作っていないが管理はされて

	いるという状態です。
布施貴良委員	すぐ作れる状態だということですね。
事務局	はい。そういう状態です。
布施貴良委員	もう一つ、権利者についてですが、実家の農業を手伝っているということですが、サラリーマンをやっている時々実家の農業を手伝うとか、そういうことなのでしょうか。
事務局	申請書の職業欄は会社員となっております。
	補足いたしますと、実家の農業というのは妻の父が農園を経営しております。3万2千平米ほどの農園をやっております、権利者によりまして33歳から農園を手伝っております、今回新たに農地を取得して、自分でもやってみないと、面接の際におっしゃっております。
布施貴良委員	もう少し、農地を求めている、求めていくということですか。
事務局	今回初めて4,931平米購入します。今後としては農地を拡大していきたいという、ご意見をいただいております。
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長及び事務局の説明のとおり、「許可」することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成多数でございますので、第1項から第3項及び第7項から第11項は、許可と決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 なお、第1項から第5項までにつきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたし

ます。

また、第1項と第2項及び第4項と第5項は一体案件ですので、一括してご説明します。

第1項及び第2項です。

お手元の資料の2-1・2をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図の3ページ構成になっております。

本案件は、資材置場用地並びに共用の通路用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は東関東自動車道から東へ 約400mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺も休耕地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に第3項です。

お手元の資料の2-3をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図の3ページ構成になっております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は千葉東金道路から南へ 約840mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺も休耕地が点在しております

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲はブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項及び第5項です。

お手元の資料の2-4・5をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図の3ページ構成になっております。

本案件は、店舗並びに駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は^{おおどいけ}大百池公園から南西へ 約330mに位置する

農地です。

農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は一部耕作中で、周辺は耕作中の農地が広がっております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に接続し、雨水は雨水浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に第6項です。

お手元の資料の2-6を併せてご覧ください。

本案件は、権利者の住宅は、袋地であり、現在の通路が使用できなくなるため、申請地を売買により取得し、代替の通路とするものです。

申請地は、京成千原線のおゆみ野駅から南西へ 約620mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

次に第7項です。

お手元の資料の2-7を併せてご覧ください。

本案件は、市が廃止した赤道であり、権利者が所有する農地に隣接しているため、売買により取得し、管理用の通路とするものです。

申請地は、京葉道路の北側に 近接する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

次は、第8項です。

資料の2-8をご参照願います。

本案件は、通路用地とするため、使用貸借により借用するものです。

申請地は、JR 菅田駅の南東約900メートルに位置する農地です。

議長
(伊原茂久部会長)

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1項から第8項について、第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、第1項から第8項は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第4項から第6項を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

資料1－4～6、3－1・2の位置図を御覧ください。
申請地は、若葉区中野町の農地です。議案第1号第4項で、成田市在住の農家の方が、営農目的で若葉区中野町の農地に賃借権を設定するとともに、同じ土地の一部に、市外在住のお2人の方が、それぞれ営農型太陽光発電設備を設置するため、議案第1号第5項・第6項の区分地上権設定と、議案第3号第1項・第2項の農地法第5条の一時転用を伴う使用貸借権設定を行いたい、というものです。面接した議案第1号第4項の権利者によりますと、昨年、新規就農し、現在は成田市及び八街市で50,000平方メートル以上の

農地の権利を取得し、ダイカンドラというグランドカバー植物を栽培しているとのこと。申請地での予定作物も、同じくダイカンドラですが、日陰を好む性質があり、発電設備の影により品質向上が見込まれるとのこと。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。設備は、東京電力との契約期間である20年間は設置し続ける予定ですが、農林水産省通知により3年ごとに許可を取り直すこととされているため、一時転用期間は今年2月から3年間となっております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第1号第4項から第6項、議案第3号いずれも許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます

議長
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

議案第3号の営農型太陽光発電設備設置について、補足事項を御説明いたします。

営農型太陽光発電については、本市では既に5件の許可を行っており、今回の申請が6件目・7件目となります。

議案書11ページをご覧ください。一時転用面積は、第1項が0.33平方メートル、第2項が0.65平方メートルとなっておりますが、これは、地中に埋め込むパイプの断面積及び電線の引き込みポールの基礎の面積の合計となっております。設備自体の設置面積は、「施設の概要」欄にございますとおり、それぞれ327.41平方メートルと654.02平方メートルです。

資料の平面図を御覧ください。発電パネルは、東西方向に長く、3列設置します。1列の南北方向の幅は約3.3m、東西方向の幅は約100mで、1列の間はすき間なく発電パネルが並びます。北側の1列が第1項の設備、南側の2列が第2項の設備です。

資料の立面図を御覧ください。パネルを支える支柱の直径は76.1mmで、これを1列につき70本使用します。支柱の南北方向の間隔は約1.7m、東西方向の間隔は約3mで、パネルの設置高さは地上約2.3m、筋交いの一番低い部分が地上約1.8mです。支柱は、基礎固めはせず、地中1.4メートルの深さに埋め込みます。ちなみに、育苗箱を使用した芝生植物の栽培のため、大型の農業用機械は使用

いたしません。

また資料を1ページおめくりください。こちらに、設備の概要及び営農計画の概要をまとめました。

発電出力は、49.5kw と 99.0kw。年間予測発電量は、約 51,600kwh と約 103,300kwh です。

北側隣接地が畑となっておりますが、発電設備と隣接地との間隔を約 10m とすることから、冬の朝夕の日影がかかる程度の影響にとどめております。また、隣接地権者に説明済みです。

申請地の現況は休耕ですが、草刈りがなされている状況です。

設備の遮光によるダイカンドラ栽培への影響見込ですが、露地栽培に比べ、収量は変わらないものの、品質の向上が見込まれます。その根拠ですが、大学や種苗会社による実験結果が提出されているほか、既に発電設備が設置されている八街市の圃場にて、日陰の方が明らかに生育が良いことを確認してまいりました。

なお、育苗箱で栽培したダイカンドラは、議案第1号第4項の権利者が経営する法人を通じて、主に太陽光発電設備設置場所のグラウンドカバー用に出荷するとのことです。

説明は以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号及び議案第1号第4項から第6項は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定に係る買受適格証明願いについて（公売）」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

買受適格証明願につきましては、申請内容が農地法上適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

その後、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第5条の許可申請書が提出され、買受適格証明書の交付時と同一内容であると認めた場合は、速やかに許可指令書を交付することになっております。

したがって、買受適格証明書の交付の承認決定と、落札した場合の農地法第5条の許可が相当かを併せて審議するものです。

それでは、申請内容についてご説明いたします。
資料の4-1・2を併せてご覧下さい。

第1項です。

申請地は、第1項及び第2項ともに同一の土地です。

お手元の資料の4-1・2の位置図、公図及び4-1の土地利用計画図をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、東京国税局が執行する公売に参加し、当該地を買い受けたいとするものです。

申請地は、京葉道路幕張パーキング下りエリアから東へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺も休耕地が点在しております

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲をフェンスで囲います。

次に、第2項です。

お手元の資料の4-1・2の位置図、公図及び4-2の土地利用計画図をご参照願います。

本案件は、第1項と同じく太陽光発電施設用地とするため、東京国税局が執行する公売に参加し、当該地を買い受けたいとするものです。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲は木柵で囲います。

第2項は以上です。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議案第4号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

――― 挙 手 ―――

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員ですので、議案第4号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、「許可相当」と意見決定いたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたしますが、第8項については、農業相続人が高澤義信委員となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議案に係る委員は、議事に参与することができないとされておりますことから、まず第1項から第7項について審議、採決を行います。

それから、高澤義信委員には一旦退室をしていただき、第8項について審議、採決を行います。

それでは、第1項から第7項について、第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

御説明いたします。

議案書13ページをご覧ください。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項については、長谷川 功委員、

第2項及び第3項については、野崎 好知委員、

第4項については、浅尾 孝委員、

第5項から第7項については、高澤 義信委員、

議長
(伊原茂久部会長)

により現地調査を実施いたしました。

第2項については、一部が農業用倉庫又は山林となっており、第4項については、一部が駐車場になっており、耕作されていませんでした。

このほかの特例農地については、すべて自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。

各担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、この内容で千葉南税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、この内容で千葉南税務署へ報告することを、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号第1項から第7項は、承認と決定いたします。

次に、第8項について審議を行いますので、高澤義信委員、恐れ入りますが退室をお願いします。

議長

——— 高澤義信委員 退室 ———

議長
(伊原茂久部会長)

それでは、第8項について、第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

御説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。

本件は、田中 和夫委員が現地調査を行い、すべて農業
相続人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。

担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに
提出されております。

第2分科会といたしましては、この内容で千葉南税務署
へ報告することを、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質
問、意見等がありましたら、お願いいたします。

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、この内容で千葉南税
務署へ報告することを、承認とすることに賛成の方は、挙
手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号第8項は、承認
と決定いたします。

それでは、事務局、高澤義信委員の入室をお願いします。

議 場

—— 高澤義信委員 入室 ——

議 長
(伊原 部会長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の
決定について」を上程いたします。

議案第6号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定
について」ですが、第2項の権利者が小川 友安委員とな

	っております。 議案に係る委員については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事に参与することができないとされております。 したがしまして、小川 友安 委員には一旦退室をしていただき、関連します第1項及び第2項を審議、採決いたします。 その後、小川 友安委員に入室していただき、第3項から第7項を審議、採決いたします。 それでは、小川 友安委員、恐れ入りますが退室をお願いします。
議 場	―― 小川 友安委員 退室 ―――
議 長 (伊原 部会長)	第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原 委員長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項から第2項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町の方の所有する、同区幕張町の畑1筆、面積3,752㎡を引き続き使用貸借にて借り上げ、同区武石町在住の農家の方に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。 以上でございます。
議 長 (伊原 部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。 質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場	—— 挙手 ——
議 長 (伊原 部会長)	賛成全員でございますので、議案第 6 号第 1 項から第 2 項は、原案どおり決定いたします。
	それでは、事務局、小川 友安 委員の入室をお願いします。
議 場	—— 小川 友安 委員 入室 ——
議 長 (伊原 部会長)	それでは、引き続き、第 3 項から第 7 項について、第 2 分科会委員長、ご説明願います。
第 2 分科会委員長 (市原 委員長)	ご説明いたします。 第 3 項から第 4 項は、千葉みらい農業協同組合が、若葉区川井町在住の方の所有する、同町の畑 6 筆、合計面積 6, 2 7 2 m²を新規に使用貸借にて借り上げ、同区大広町在住の農家の方に新規に使用貸借権を設定するものです。 第 5 項から第 6 項は、千葉みらい農業協同組合が、若葉区佐和町在住の方の所有する、同町の畑 2 筆、合計面積 4, 4 6 2 m²を新規に賃貸借にて借り上げ、同じく同区大広町在住の農家の方に新規に賃貸借権を設定するものです。 設定期間は、第 3 項から第 6 項のいずれも 6 年です。 第 7 項は、稲毛区稲毛台町在住の方の所有する、若葉区上泉町及び下泉町の畑 1 1 筆、合計面積 4, 2 2 7. 6 1 m²に同区下泉町在住の農家の方に、継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は 3 年です。 第 1 項から第 7 項の合計面積は、1 8, 7 1 3. 6 1 m²です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 第 2 分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を

	満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議 長 (伊原 部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議 長 (伊原 部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原 部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。
議 長 (伊原 部会長)	次に、議案第7号「耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原 委員長)	ご説明いたします。 なお、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 資料7をご参照願います。 資料は位置図、公図及び関係法令等の4ページ構成となっております。 本案件は、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく許可を要しない土地である旨の証明交付の可否の判断にあたり、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて審議しました。 2筆とも現況は休耕地であり、第2分科会としまして

議 長
(伊原 部会長)

事務局説明

は、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するものと判断し、「不承認相当」と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

議案第7号について、補足説明いたします。

お手元の資料の議案第7号をご覧ください。

資料は位置図、公図及び関係法令等の4ページ構成になっております。

本案件は、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく許可を要しない土地である旨の証明交付の申請に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについてのご判断をいただき、証明交付の可否を審議いただくものです。

農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについてのご判断につきましては、農地法に係る国の考え方、事務処理上の留意点等について示した「農地法の運用について」において判断基準が示されており、先日の第2分科会においてご説明させていただきました。

改めて、ご説明いたしますので、資料の最終ページに係る法令等を掲載しておりますのでご覧ください。

「農地法の運用について 第4(3)」では、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、つまり、人力又は農業用機械では、耕起・整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、具体的には、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地であることを大前提とし、ア、イに示す森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、あるいは周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかの条件に該当するものを農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものと判断することとしております。

補足説明は以上でございます。

議長
(伊原 部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、「不承認」とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は「不承認」と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、
報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

ご説明いたします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の22頁及び23頁に6件ありました。
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の24頁から26頁に18件ありました。
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の27頁から38頁に67件ありました。
第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。
報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書の39頁に1件ありました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
報告第5号「地目変更について」は、議案書の40頁に17件ありました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みです。

報告第6号「農地法第3条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について（公売）」は、議案書の41頁に2件ございました。

申請者及び申請内容が、昨年10月開催の第8回農地部会において、承認されました買受適格証明願いと同一であると認められたため、第1項及び第2項ともに、については平成26年12月17日付けで、許可指令書を交付いたしました。

報告第7号及び第8号「千葉県農業会議諮問に対する回答について（第4条及び第5条）」は、議案書の42頁から44頁に、4条が2件、5条が14件 ございました。

いずれも、12月26日に諮問し、1月14日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成26年度第11回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会（午後14時35分）